

所沢市子ども広場設置事業費及び整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域児童の健全な育成を図るため、自治会、町内会等（以下「自治会等」という。）が子ども広場を設置又は整備する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業の範囲)

第2条 補助の対象となる事業は、地域住民の意向が充分反映され、かつ、児童の育成の場としても最大限に活用される次の事業とする。ただし、整備事業には広場内諸設備の維持管理作業等継続的に実施する事業を含まない。

(1) 設置事業

ア 広場の面積は、1,000平方メートル程度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

イ 広場の用地は、土地所有者と自治会等代表者との間に土地使用貸借契約が5年以上締結されている用地とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

ウ 設置工事の概要は、敷地造成、ネットフェンス及び車止めその他必要最低限度の工事とする。

(2) 整備事業

ア 遊具その他固定付属施設の修繕及び塗装

イ 砂場の砂の補充

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

(事業の実施主体)

第3条 事業の実施主体は、自治会等とする。

(補助額)

第4条 補助の額は、次のとおりとする。ただし、1,000円未満は切捨てとする。

設置事業費補助金	
総工事金額	補助金限度額
300万円以上	150万円
300万円未満	事業に要する経費の1/2以内
整備事業費補助金	
総工事金額	補助金限度額
100万円以上	50万円
100万円未満	事業に要する経費の1/2以内

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (昭和54年7月27日要綱)

この要綱は、昭和54年7月25日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年11月10日要綱)

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年2月20日要綱)

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日要綱)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日要綱)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年12月1日要綱)

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月5日要綱)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日要綱)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日要綱）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日要綱）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日要綱）

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。